

事務連絡  
令和2年9月10日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
老人保健課

新型コロナウイルス感染症の感染対策を講じて実施する介護予防・日常生活支援総合事業（従前相当サービス等の指定によらないサービス等に限る）の  
かかり増し経費の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りつつ、介護予防等の取組を  
推進する観点から、これまでも「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配  
慮して実施する介護予防・見守り等の取組例について」（令和2年5月29日厚  
生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡）、「新型コロナウイルス感染  
症の感染拡大防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項につ  
いて」（令和2年5月29日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名  
事務連絡）等において、具体的な取組例や留意事項について周知してきたところ  
です。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している状況を踏まえ、感染  
対策を講じて実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」とい  
う。）のうち従前相当サービス等の指定によらないサービス等のかかり増し経費  
について、下記のとおり、総合事業の枠組みで行う場合と地方単独事業として行  
う場合の2つの取扱いを整理しましたので、本内容をご参考の上、取組を進めて  
いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内市町村に対し、広く周知いただきますよう  
お願いいたします。

## 記

### 1 総合事業

#### （1）対象事業

総合事業において、感染対策を講じて以下の事業を実施する場合には、  
当該かかり増し経費について、地域支援事業交付金の対象となります。

① 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型・通所型の多様なサービス（サービスA、B、C及びD）、その他の生活支援サービス

※ 従前相当サービス等の指定によるサービス及び介護予防ケアマネジメントに係るかかり増し経費については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」（※）による支援の対象となるため、除きます。

（※）「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の実施について」（令和2年6月19日老発0619第1号厚生労働省老健局長通知）

② 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業  
一般介護予防事業評価事業及び地域リハビリテーション活動支援事業

（2）かかり増し経費の例

感染対策に伴うかかり増し経費の例としては、以下のものが想定されますが、これらに限られるものではありません。

（例）

- ・ 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入
- ・ 外部専門家等による研修実施
- ・ （研修受講等に要する）旅費・宿泊費、受講費用等
- ・ 消毒費用・清掃費用
- ・ 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費
- ・ 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料
- ・ 自動車の購入又はリース費用
- ・ 自転車の購入又はリース費用
- ・ タブレット等のICT機器の購入又はリース費用
- ・ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料
- ・ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用
- ・ 訪問介護員による同行指導への謝金（通所型サービス事業所が訪問型サービスを実施する場合）
- ・ 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費

（3）個別協議

総合事業については、原則として、市町村ごとに算定した上限額の範囲内

で実施することとしています。

ただし、かかり増し経費の発生により、算定した上限額の範囲内での事業実施が困難な場合には、個別協議の対象となります。

## 2 地方単独事業

感染症対策に係るかかり増し経費に対する支援について、地方単独事業として実施する場合には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(※)の活用が可能とされています。

(※)「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」(令和2年5月1日府地創第127号ほか通知)

### 【照会先】

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
地域づくり推進室

T E L : 03-5253-1111 (内線) 3977、3982、3986

F A X : 03-3503-7894

電子メール: [houkatsu-care@mhlw.go.jp](mailto:houkatsu-care@mhlw.go.jp)